国別障害関連情報
ニカラグア共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ニカラグア共和国
目次

1．基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害に関する指標 2
2．障害関連政策 4
2－1. 障害関連行政制度 4
2－2. 障害関連法律の詳細 5
2－3. 障害関連施策の状況 7
3．国際条約及び国際協力等の実績 16
3－1. CRPD 批准による対応状況 16
3－2. マラケシュ条約実施状況 16
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 16
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 17
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 18
4．障害関連団体の活動概況 21
4－1. 障害当事者団体の活動概要 21
4－2. 障害者支援団体の活動概要 21
5．障害者が直面する障壁・ニーズ 22
6．参考資料 27

表目次

表 1 障害者の障害種内訳（2021）.....3
表 2 ニカラグアにおける障害関連担当機関.....4

略語表

ANSNIC	Asociación Nacional de Sordos de Nicaragua	ニカラグアろう者協会
ASB	Confederación de Obreros y Samaritanos	ドイツ労働者サマリテー連盟
CBM	Christian Blind Mission	クリスチャン・ブラインド・ミッション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
FECONORI	Federación Nicaragüense de Asociaciones de Personas con Discapacidad	ニカラグア障害者協会連合
FEMUCADI	Federación de Mujeres con Capacidades Diferentes	ニカラグア障害女性連盟
FOAL	Fundación ONCE para la Solidaridad con Personas Ciegas de América Latina	ラテンアメリカ視覚障害者連帯 ONCE 財団
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OCNMT	Organización de Ciegos de Nicaragua Maricela Toledo	ニカラグア盲人協会マリセラ・トレド
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PAHO	Pan American Health Organization	汎アメリカ保健機構
RIADIS	Red Latinoamericana de Organizaciones de Personas con Discapacidad y sus Familias	ラテンアメリカ障害者・家族組織ネットワーク
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SINAPRED	Sistema Nacional para la Prevención, Mitigación y Atención de Desastres	災害予防・緩和・対応国家システム
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UMO-JN	Universidad de Medicina Oriental Japón – Nicaragua	日本ニカラグア東洋医学大学
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	2,847.5 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	9.0 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.9 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.8 %	2023 年

人口

総人口	6,916,140 人	2024 年
男性人口比率	49.2 %	
女性人口比率	50.8 %	
都市人口比率	59.3 %	
農村人口比率	40.7 %	
平均余命（全体）	74.9 歳	2023 年
男性	72.3 歳	
女性	77.4 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	17.3 %	2022 年
乳児死亡率（出生 1000 人当たり）	10.3 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	87.3 %	2014 年
男性	86.9 %	
女性	88.1 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-8)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] ILO (2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5))に基づく。
[4] ニカラグアの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（2 年間）、大学（4 年間）。6 歳から就学する。ニカラグア教育省ウェブサイト（https://www.mined.gob.ni/ (参照 2026-1-8)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	109.5 %	2023 年
男子	111.0 %	
女子	108.0 %	
中等教育（総就学率）		
全体	70.2 %	2023 年
男子	69.7 %	
女子	70.7 %	
高等教育（総就学率）		
全体	30.4 %	2023 年
男子	25.2 %	
女子	35.7 %	

雇用

失業率（全体）	4.6 %	2024 年
男性	4.5 %	
女性	4.7 %	

1－2. 障害に関する指標

1－2－1. 障害の定義[5]

ニカラグア共和国（以下、「ニカラグア」と記す。）では、法律第 763 号「障害者権利法（Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad）」（2011, 2022 再交付[6]）第 3 条において障害及び障害者の定義が示されている。

障害（Discapacidad）：機能障害のある人と、その人を取り巻く障害を生み出す環境との相互作用の結果である。障害は、社会に植え付けられた潜在的かつ恒常的な障壁の中にあり、それらの障壁のために、障害のある人々は、他の人々と同じように、能動的、受動的、直接的または間接的に社会生活にアクセスすることが不可能になる。したがって、障害は、機能障害の結果として本人の内に存在するものではない。

障害者（Personas con discapacidad）：長期にわたる身体的、精神的、または感覚的な機能障害があり、様々な障壁との相互作用によって、他の者と平等な条件で社会に十分かつ実効的に参加することが妨げられ得る人々をいう。

[5] Asamblea Nacional de la República de Nicaragua (n.d.) *Legislación de Nicaragua. Texto Consolidado, Ley N°. 763, Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad.* (http://legislacion.asamblea.gob.ni/__062569d000710dd9.nsf/09cf45d6fc893868062572650059911e/ceb4c872243fa8310625886e006c6f18 (参照 2026-4-8))に基づく。

[6] 2011 年の法律制定以降に行われた変更をすべて反映させた統合版（Consolidada）が 2021 年 9 月に承認、2022 年 4 月に再交付された。

1－2－2. 障害に関する統計[7]

ニカラグアでは、保健省の「すべての人に声を（Todos con Voz）」プログラムを通じて、障害者を把握・登録する地域保健体制が整備されている。以下に、同プログラムに登録されている障害者数を示す。ただし、これらは行政登録に基づく数値であり、任意登録に依存する側面があるため、未登録者が存在する可能性がある。なお、過去には、2009年に全国で17万9,138世帯を対象とする大規模調査、また2003年には全国及び県レベルで代表性を有する標本調査が実施されているが、近年の障害者数や障害者割合を示す統計整備は不十分な状況にある。

障害者数[8]	177,101 人	全人口の 2.7 ％	2021 年

表 1 障害者の障害種内訳（2021）

障害種	障害者数（割合）
身体（運動）障害 (Físico-motora)	72,249 人 (41％)
知的障害 (Intelectual)	40,939 人 (23％)
視覚障害 (Visual)	21,350 人 (12％)
聴覚障害 (Auditiva)	15,518 人 (9％)
精神・心理社会的障害 (Psicosocial)	8,616 人 (5％)
内臓障害 (Visceral)	4,008 人 (2％)
重複障害(Múltiple)	14,421 人 (8％)

出所：RIADIS & CBM (2022)

[7] Red Latinoamericana de Organizaciones de Personas con Discapacidad y sus Familias (以下、「RIADIS」という。) & Christian Blind Mission (以下、「CBM」という。) (2022) *Informe Nicaragua.* 及び障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）の政府報告（Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2020) *Initial report submitted by Nicaragua under article 35 of the Convention, due in 2009.*、*Second periodic report submitted by Nicaragua under article 35 of the Convention, due in 2013*、*Third periodic report submitted by Nicaragua under article 35 of the Convention, due in 2017.*（以下、「政府報告」と記す。））に基づく。

[8] RIADIS & CBM (2022)に基づく。男女別、地域別、年齢別の数値はない。なお、政府報告によれば、2018 年の障害者数は 138,698 人であり、その内訳は男性が 51%、女性が 49%である。また、年齢別では、60 歳以上が 45%と最も多く、40～59 歳が 25%、30～39 歳が 10%、20～29 歳が 9%、14～19 歳が 4%、5～14 歳が 6%、1～4 歳が 1%となっている。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度[9]

ニカラグアでは、複数の省庁が障害関連施策を所管しており、教育、保健、労働、社会保護等の各分野において、それぞれの政策領域に応じた施策が実施されている。

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 2 ニカラグアにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	保健省 (Ministerio de Salud)	・障害者の実態把握、登録、障害者手帳（Carnet）の発行を行う「Todos con Voz」プログラムを運営している。 ・障害者の家庭訪問、リハビリテーション、早期介入、車いすや白杖などの支援機器の提供等、地域に根付いた保健・医療サービス「家族保健・地域医療モデル（Modelo de Salud Familiar y Comunitario）」を推進している。
2	労働省 (Ministerio del Trabajo)	・従業員 50 人以上の企業に対して課される「障害者雇用率 2%」遵守状況について、労働監督官を通じて監査している。 ・障害者の求職登録、職業評価、企業とのマッチングを行う公共職業安定所（Servicio Público de Empleo）を管轄している。
3	教育省 (Ministerio de Educación)	・通常学校、特別学校、病院内教室において障害のある児童・生徒を受け入れ、教育を提供している。 ・3 歳までの発達上の問題（alteraciones en su desarrollo）のある子どもまたはそのリスクが高い子どもを対象とした早期教育プログラムを提供している。 ・インクルーシブ教育及び特別支援教育の推進に向け、専門人材の配置、教材開発、教育関係者の能力強化等を行っている。
4	家族・青少年・児童省 (Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez)	・0～6 歳の乳幼児を対象に、家庭訪問を通じて発達障害や障害の早期発見・予防を行い、保護者に育児指導を提供する「Amor para los más chiquitos」プログラムを実施している。 ・家族による養育・支援を受けられない障害者にケアを提供する「特別保護センター（Centros de Protección Especial）」を運営している。

[9] 政府報告及び Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2024) *Observaciones finales sobre los informes periódicos inicial a tercero combinados de Nicaragua.*（以下、「総括所見」と記す。）に基づく。

5	交通インフラ省 (Ministerio de Transporte e Infraestructura)	・公共の建物や都市環境におけるアクセシビリティ技術基準について、各自治体への適用指導・監視を行っている。 ・バスターミナルのバリアフリー化や、スロープ付きバスの導入等、交通機関のアクセシビリティ改善に取り組んでいる。

出所：政府報告（2019）を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

法律第 763 号「障害者権利法」は、障害関連政策の策定及び各省庁間の調整を担う「障害者の権利の促進及び適用のための国家評議会（Consejo Nacional de Promoción y Aplicación de los Derechos de las Personas con Discapacidad）」と、その実務を担う「事務局（Secretaría）」の設置を定めている。しかし、RIADIS & CBM（2022）によれば、これらの機関は正式には設置・稼働していないとされる。障害者権利委員会がニカラグア政府に示した総括所見（2024）においても、国内調整委員会が設置されていない状況を踏まえ、①CRPD の実施、フォローアップ及び評価を行うため、障害者で構成される諮問評議会を備えた政府機関を設置すること、②障害者及び障害者団体（Organization(s) of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）の密接な関与を確保した独立した監視メカニズムを設置すること、③CRPD のフォローアップのための連絡窓口を設置することを求めている。

【地方政府行政】[10]

法律第 763 号「障害者権利法」は、各地方の市議会（Consejo Municipal）及び自治地域評議会に対し、障害分野を専門に担当する公務員（障害者担当官（Secretario de Discapacidad））を任命することを義務付けている。また、障害関連政策の計画、策定及び調整を行う公式機関として、各市及び自治地域[11]に「障害者の権利の促進及び適用のための地域・自治体委員会（Comités Regionales y Municipales de Promoción y Aplicación de los Derechos de las Personas con Discapacidad）」を設置することを定めている。

このほか、政府報告（2019）によれば、自治地域には、「障害者地域事務局（Secretaría Regional de las Personas con Discapacidad）」が設置され、独自の支援や調整が行われている。

2－2. 障害関連法律の詳細[12]

ニカラグア国憲法では、第 56 条で「国は、すべてのプログラムにおいて、障害者、戦没者の家族及び戦争被害者一般に対し、特別な配慮を行う」こと、第 62 条で「国は、障害者の身体的、心理社会的及び職業的リハビリテーション、並びに就労のため、障害者の利益となるプログラム

[10] Asamblea Nacional de la República de Nicaragua (n.d.)及び政府報告に基づく。
[11] ニカラグアには 15 の県と 2 つの自治地域（regiones autónomas）（北カリブ海自治地域及び南カリブ海自治地域）が存在する。
[12] 政府報告及び RIADIS & CBM (2022)に基づく。

の設置に努める」ことが記されている[13]。ニカラグア政府は、CRPD の批准以降、法律第 763 号「障害者権利法」の制定等、障害関連法制度の整備に取り組んできた。代表的な障害関連法律を以下に記載する。

法律名	法律第 763 号「障害者権利法(Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad)」
施行年	2011 年（2021 年に統合版承認、2022 年再公布）
概要	障害者法制度の基盤となる法律。教育、労働市場への参加、健康、法的能力の保障、政治参加、社会保障、住宅、スポーツ・文化へのアクセス等、障害者の多岐にわたる権利を網羅している。

法律名	法令第 11/2014 号「障害者権利法施行規則（Reglamento a la Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad）
施行年	2014 年
概要	地域政府及び市町村役場は、障害者権利法及び施行規則に定められた規定の効果的な適用を可能にするため、12 か月以内に自らの規範を見直し、調整しなければならないことを定めている。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	法律第 423 号「一般保健法（Ley General de Salud）」
施行年	2002 年
概要	障害者等の脆弱なグループに対する公共医療サービスの無償提供、リハビリテーション及びインフォームド・コンセントを保障している。また、医療施設へのスロープ設置等、バリアフリー化も義務付けている。

法律名	法律第 582 号「教育一般法（Ley General de Educación）」
施行年	2006 年
概要	インクルーシブ教育の定義について、「学校または代替的な教育サービスが、障害者、社会的に排除され、周縁化され、脆弱な状況にある集団、特に農村部におけるこうした人々を、民族、宗教、性別またはその他の差別理由による区別なく受け入れる過程をいう。これにより、貧困、排除及び不平等の解消に貢献するもの」と定めている。また、通常の学習に困難が生じる障害者が特別教育の対象としている。

[13] 憲法では、障害者を旧来的な表現である「discapacitados」と記している。

法律名	法律第 185 号「労働法典（Código del Trabajo）」
施行年	1996 年
概要	障害者が職を得る権利をもつことや、障害者による企業及び障害者雇用を促進する企業に対し、国が税制上・信用供与上等の便宜を与えることを定めている。

法律名	法律第 677 号「住宅建設の促進及び社会住宅へのアクセスに関する特別法（Ley Especial para el Fomento de la Construcción de Vivienda y de Acceso a la Vivienda de Interés Social）」
施行年	2009 年
概要	社会住宅プログラムにおいて最低 5%の住宅を障害者に優先的に割り当てることを義務付けている。

法律名	法律第 641 号「刑法典（Código Penal）」
施行年	2007 年
概要	障害に基づく差別を犯罪の加重事由（厳罰化の対象）として規定している。また、障害児者に物乞いをさせる搾取行為や、人身取引、性的虐待等の犯罪において、被害者に障害があることを刑の加重事由としている。

法律名	法律第 675 号「ニカラグア手話法（Ley del Lenguaje de Señas Nicaragüense）」
施行年	2009 年
概要	ニカラグア手話を聴覚障害者の言語として公式に認め、コミュニケーションをとり、自由に表現する権利を保障している。

２－３. 障害関連施策の状況[14]

① 保健医療

憲法第 59 条は、すべての国民が健康に対する平等な権利を保障している。また、法律第 423 号「一般保健法」（2002）では、障害者等の脆弱なグループに対して、病院や保健センターでの無料の公共医療サービス、リハビリテーション、インフォームド・コンセントを保障しているほか、医療施設へのスロープ設置などバリアフリー化も義務付けている。

法律第 763 号「障害者権利法」では、保健医療に関する以下の権利及び政府の義務が規定されている。

- 障害者が障害種に応じた専門的かつ温かみのある医療を優先的に受ける権利

[14] 政府報告、総括所見及び障害者権利法条文（Asamblea Nacional de la República de Nicaragua (n.d.)）に基づく。

- 患者が十分な情報を得た上で医療行為に同意する権利（インフォームドコンセント）
- 性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）に関するケアや、家庭内暴力・性暴力の予防、検出、対応を行う義務（保健省の管轄）
- 健康保険や生命保険における障害を理由とした差別的な引き受け拒否の禁止
- 障害者が日常的に使用する支援機器や定期交換資材を、国が継続して提供する義務

保健省は、「Todos con Voz」プログラムを通じて、全国の障害者を特定・登録し、医療チームが年 2 回（重篤な健康状態、貧困、家族の保護がない等の深刻な状況にある場合は年 4 回）各家庭を訪問して医療やリハビリテーションを提供している。また、車いすや白杖などの支援機器の無料配布も行っている。また、同省は「Amor para los más chiquitos」プログラムを通じて乳幼児（0～6 歳）を対象に家庭訪問を行い、発達の遅れや障害の兆候をスクリーニングし、保護者に育児指導を行っている。

各自治体の保健センターには早期刺激ルーム（sala(s) de estimulación temprana）や理学療法ユニットが設置されており、リハビリテーションが実施されている。このほか、マタニティセンター（Casas Maternas）を通じた妊産婦ケアにより、周産期の合併症や障害の発生予防に努めている。

このような法制度と政策が進行しているものの、障害者権利委員会の総括所見（2024）では、保健医療分野に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- 「Todos con Voz」プログラムを通じて行われる障害の認定は、保健省による医学的基準のみに基づいて行われている。医師だけでなく多分野の専門家チーム（equipo multidisciplinario）によって認定を行い、障害の人権モデルの基準を適用すること。
- リハビリテーション等の支援やモビリティを改善する措置は身体障害者ばかりに焦点を当てており、知的障害や精神障害（discapacidad intelectual o psicosocial）への対応が不足している。身体障害以外のすべての障害へ支援を広げること。
- 医療施設での合理的配慮（手話通訳、点字、分かりやすい版など）や、医師への適切な対応訓練を徹底すること。
- 障害女性が本人の同意なしに強制不妊手術を受けさせられたケースを調査し、被害者に権利回復措置（justicia restaurativa）を提供し、責任者を処罰すること。
- 高い妊産婦死亡率の原因を調査・対処し、農村部や先住民の助産師に対する訓練を含む予防措置を確立すること。
- 農村部や遠隔地において、医療従事者の訓練不足、手話などのコミュニケーション支援の欠如、物理的なアクセスの悪さが依然として残っている。またサービスが都市部に集中していることから、予算を増やして全国、特に農村部へカバレッジを拡大すること。

② 教育

2007 年に教育が無償化され、政府は障害児の教育への包摂を目指す取組を進めている。法律第 763 号「障害者権利法」では、障害児に対する教育の質の向上を掲げ、特別学校に適切な

プログラム、教材及び機器を整備することや、教育省管轄下の全教員に対し障害児教育に関する研修を実施すること、障害児の保護者が子どもを自宅に最も近い教育機関に入学させることができること等が定められている。

このような法整備の下、障害児に対する教育は、すべての通常学校におけるインクルーシブ教育と、主として重度障害児を対象とする特別学校における特別教育という二つのアプローチにより提供されている。2018 年には、通常学校（就学前、初等、中等、教員養成、青年・成人教育）で 7,033 人、25 校の特別学校で 3,068 人、合計 10,101 人の障害児が教育を受けた。このほか、長期入院を必要とする子どもの教育を保障するため、全国 8 か所の主要病院に院内学級が設置されている。

教育省内にある「盲人のための教育資源センター（El Centro de Recursos Educativos para Ciegos）」では、点字教材の適応、提供及び複製を行っている。また、各県の「多様性のための教育資源センター（Centros de Recursos Educativos para Atender a la Diversidad）」には、心理学、手話、点字等の専門知識を有する約 120 人[15]の教員チームから成る教育指導ユニット（La Unidad de Orientación Educativa）が設置されており、これらの教員チームが特別な教育的ニーズのある児童・生徒が在籍する通常学校を巡回し、現場教員に対する技術的・方法論的支援、カリキュラム調整支援、手話通訳支援、児童・生徒の心理教育学的評価等を行っている。さらに、聴覚障害のある中等教育段階の生徒を支援するため、手話通訳者の配置が開始されている。

教員の能力向上のため、教育省は全国の教員養成校の 3 年次に、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の指導法に関するモジュールを設けており、すべての新規教員がこれを履修している。また、3 万人以上の現職教員が、インクルーシブ教育の実践方略、ニカラグア手話、視覚障害児の指導法、幼児教育の方略等に関する研修を受講している。

障害者権利委員会の総括所見（2024）では、教育分野に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- インクルーシブ教育に関する国家計画が存在しないため、実施されている取組が体系的に行われておらず、合理的配慮の考慮も不十分である。具体的目標、期限、人的資源及び十分な予算を伴う国家行動計画を策定し、すべての教育段階において支援と合理的配慮を提供すること。
- 障害児の約 40%が教育を受けていない状況にある。特に知的障害・心理社会的障害のある児童・生徒（estudiantes con discapacidad intelectual y/o psicosocial）については特別教育が優先され、通常教育への適切な移行ができていない。分離環境にある特別教育を終わらせるための努力を強化すること。
- 学校の物理的環境へのアクセシビリティ及び情報・コミュニケーションの困難が存在する。また、点字や手話に精通した教員や専門職員が不足している。教育施設の完全なアクセシビリティを確保するとともに、代替的・拡張的なコミュニケーション手段及びシステムの活用を保障すること。これら地域を中心にデジタルツールを提供するとともに、すべての教

[15] 政府報告の第 1 回及び第 2 回報告書では 130 名、第 3 回報告書では 114 人と記載されている。

員（教員養成課程を含む）に対する研修を提供すること。

- 農村部は都市部と比べてデジタル格差が存在し、障害のある生徒にも影響を及ぼしている。また、農村部や先住民地域の学校教員に対する研修及び教員養成に関する情報が不足している。これらの地域を中心にデジタルツールを提供するとともに、すべての教員に対し、養成課程を含めた継続的な研修を実施すること。

③ ジェンダー

憲法第48条は男女の絶対的平等を規定している。政府は1981年に「女子差別撤廃条約（the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」という。）」を批准した。また、法律第 779 号「女性に対する暴力防止包括法（Ley integral contra la violencia hacia las mujeres）」（2012）において、障害者を含む女性への暴力や差別の禁止を定めている。このほか、法律第 648 号「機会均等法（Ley de igualdad de derechos y oportunidades）」（2008）では公務員において、法律第 40 号自治体法（改正）（Ley No. 786, Reforma y Adición a la Ley No. 40, Ley de Municipios）（2012）では市長、副市長、市議会議員の候補者において、それぞれ男女比を 50%とするクオータ制を導入している。女性省は、経済的、社会的、文化的及び政治的発展のあらゆる場面に女性が参加できるよう、政府機関及び自治機関に対し、ジェンダーに関する行動方針及び政策を推進する役割を担っている。このような法整備及び取組により、政府報告によると、ニカラグアは列国議会同盟の調査において2015年に女性閣僚の比率が世界で最も高い国となった。2018年の世界経済フォーラムにおいてジェンダー格差の縮小に関する進展で世界上位 5 か国に入るなど、ジェンダー平等に関して大きな進展がみられた。

政府は女性向けエンパワメント施策や社会プログラムを提供しており、障害女性に特化した取組として、キャリアカウンセリングのワークショップが開催された。また、複数の障害女性団体が障害女性に特化した活動を行っている。

障害者権利委員会の総括所見（2024）では、ジェンダー分野に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- ジェンダー関連の法律や政策において、障害のある女性及び女児の権利を促進・保護する横断的な措置がほとんど存在せず、間接的差別や複合的差別を防止する法律がない。ジェンダー平等政策に障害の人権モデルを組み込むと同時に、障害者政策にもジェンダーの視点を組み込むこと。
- 社会プログラムの恩恵を受けた障害のある女性及び女児に関する情報が不足している。各プログラムの恩恵を受けた人数を特定できる細分化されたデータを作成すること。
- 「女性に対する暴力防止包括法（第 779 号法）」には障害女性に関する規定がない。また、国内でフェミサイド（女性殺害）や人身取引、拘禁施設における女性への性的暴力や脅迫が多発している中、被害者に障害のある女性及び女児がどれだけ含まれているか不明である。同法を改定し、障害女性や人身取引の罪について規定するとともに、処罰の厳罰化

や、暴力事件における調停の要件を撤廃して刑事訴追を優先すること。

- カリブ海沿岸の聴覚障害のある女性が、同意なしに強制不妊手術を受けさせられたとの情報が寄せられている。また、人工妊娠中絶が違法とされ、性的暴力の被害者も妊娠中絶へのアクセスが制限されていること、障害女性の妊産婦死亡率が高いこと、15 歳未満を含む若年妊娠の多さや性教育の不足が問題である。強制不妊手術に関する調査、被害者への権利回復措置の提供及び適切な処罰を行うこと。また、性的暴力の場合の安全な妊娠中絶へのアクセス許可、妊産婦死亡の原因調査、若年妊娠の予防措置を行うこと。
- 障害女性の政治参加を促進するため、候補者として提案されるよう政党内での参加を積極的に促進し、必要な合理的配慮を保障すること。

④ 職業訓練・雇用、就労

法律第 185 号「労働法典」(1996)では、障害者が職を得る権利をもつことや、障害者による企業及び障害者雇用を促進する企業に対し、国が税制上・信用供与上等の便宜を与えることを定めている。また、法律第 763 号「障害者権利法」では、50 人以上の従業員を有する公的機関及び民間企業は、全従業員の最低 2%、10 人以上 50 人未満の従業員を抱える企業は最低 1 人の障害者を雇用する義務を課している。また、採用、管理、内部昇進のプロセスにおける障害を理由とした差別を禁止するとともに、昇進、昇格、配置転換及び雇用関係の終了については、障害の有無ではなく本人の能力及び業績に基づいて判断することを規定している。同法の施行規則では、これらの規定の違反を重大違反(infracción muy grave)と位置づけ、法人の法定代表者に対して最低賃金 13～18 か月分の過料を科すとともに、違反責任者に対して 1～3 か月の無給停職処分を科すこととしている[16]。

国立技術機構(Instituto Nacional Tecnológico)は技術教育及び職業訓練を所管しており、2011 年から 2013 年には 3,142 人の障害者(男性 1,060 人、女性 2,082 人)に調理、大工、手工芸、コンピュータ修理等の技術訓練を提供した。また、視覚障害者 1,211 人(男性 646 人、女性 565 人)に対し、電話対応、小規模事業経営、コンピュータ、織物、マッサージ等の研修、106 人に職場適応訓練を提供した。

労働省は、監督官による職場視察を通じて、法定雇用率の遵守状況や労働条件を監視するとともに、民間企業に対する啓発セミナーを実施している。また、同省のウェブサイトには障害者向け求人紹介サービスがあり、①雇用主が職場環境及び労働条件を調整し、合理的配慮を提供する、②雇用主が労働省に求人情報を提出する、③労働省の公共職業紹介サービス(Servicio público de empleo)がデータベースから候補者を探し、求職者に求人情報を伝え、本人が同意した場合には企業へ紹介する、という手続きにより、求職中の障害者と企業とのマッ

[16] Asamblea Nacional de la República de Nicaragua (n.d.) *Reglamento a la Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad.*http://legislacion.asamblea.gob.ni/normaweb.nsf/9e314815a08d4a6206257265005d21f9/01e03ddd8eab551f06257c9e007899f3#:~:text=El%20presente%20Reglamento%20tiene%20por%20objeto%20establecer%20los,del%2001%20y%2002%20de%20Agosto%20del%202011.(参照 2026-4-3)に基づく。

チングを行っている。

政府報告書は 2019 年までに、これらの取組を通じて障害者 6,133 人が労働市場に参加し、そのうち 34%が女性であったと報告されている。

総括所見（2024）では、職業訓練・雇用、就労に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- 政府の努力にもかかわらず、社会全体として失業率が高く、とりわけ障害者に影響を及ぼしている。職業訓練の不足、アクセシブルな交通手段の不足、銀行機関による融資へのアクセスの乏しさ、職場における差別的態度、並びに労働法典及び関連法令に定められた義務の不履行が、このような状況をさらに悪化させている。
- 障害者の労働包摂のための行動計画策定、国立技術機構の技術訓練及び家族・コミュニティ・協同組合省の起業支援プログラムへの障害者の参加推進、正規雇用されている障害者と合理的配慮の必要性に関する情報収集、関連法令の監督及び厳格な遵守の強化を行うこと。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

法律第 763 号「障害者権利法」では、障害者が他の者と平等な条件の下で地域社会の中で生活する権利を定めており、適切な生活水準、社会的支援、住宅及び社会保障にアクセスする権利を保障している。特に、重度障害があり、かつ極度の貧困状態にある障害者に対する保護措置及び特別な支援の提供、放棄状態・困窮状態にある障害者に対する保護措置及び特別プログラムの提供等を国の責務として定めている。また、法律第 677 号「住宅建設の促進及び社会住宅へのアクセスに関する特別法」（2009）とその施行規則は、障害者が自らの住宅を取得しやすくなるよう、社会住宅プログラムにおいて障害者を優先することを定めている。さらに、同プログラムに登録されている住宅の少なくとも 5%を障害者に割り当てることも規定している。

これらの法律及び社会保障分野の関連法に基づき、ニカラグア社会保障庁（Instituto Nicaragüense de Seguridad Social）は、稼得能力の喪失により永続的（部分的または全体的）な障害があると認定された者に対し、経済的給付（年金）を提供している。また、老齢、障害、永続的完全障害の年金受給者のうち、他者の継続的な支援を必要とする身体状態にある者には、基本年金の 20%に相当する支援手当が支給される。

このほか、深刻な状況にある障害者に対する食料支援パッケージ（Paquete Alimenticio）の提供や、ニカラグア社会保障庁及び「Todos con Voz」プログラムを通じた支援機器の無料配布が行われている。さらに、家族から放棄されたまたは家族による支援を受けられない障害児者は、全国 15 の特別保護センター（Centro de Protección Especial）が保護し、ケアを提供している。

障害者権利委員会の総括所見（2024）では、社会保障、障害福祉分野に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- 労働年齢の障害者の大部分が正規雇用に就いておらず年金等の拠出ができないため、社会保障にアクセスできていない。また、健康、住宅改善、食料等の定期的な支援を受けて

いるのは、国により「重度」と認定された障害者のみで、障害者全体の 10%に限られる。障害者が尊厳ある雇用を通じて社会保障へアクセスできるメカニズムを確立するとともに、すべての障害者を支援するための制度及び予算を整備すること。

- 社会住宅プログラムにおける最低 5%の住宅割当について、障害者のニーズに応じたアクセシブルな形で実際に提供されているかが不明である。障害者のニーズに合わせてアクセス可能な形にすること。

⑥ 運輸交通、都市開発(アクセシブルなまちづくり)

法律第 763 号「障害者権利法」は、公共利用を目的とするすべての新築の公共・民間建築物は、建物内に視覚的、聴覚的及び触覚的な標識を備える等、障害者のアクセシビリティを確保する仕様にすることを定めている。また、既存の建築物も段階的に障害者が利用可能な状態にすることとされている。

同法では、市町村役場及び運輸インフラ省が交通路及び公共利用区域の障害物撤去と視覚的、聴覚的及び触覚的な標識の設置、交通手段のアクセス整備を行うことが規定されている。また、障害者にサービスを提供するバス、タクシー等の交通手段の運転手は、障害者に対して尊厳ある人道的な対応を行い、乗降時の支援を行うことが義務付けられている。

運輸インフラ省は、ニカラグア強制技術基準「物理的環境へのアクセシビリティ 12 011-13」(Norma Técnica Obligatoria Nicaragüense "Accesibilidad al Medio Físico" 12 011-13)(以下、「NTON 12 011-13」と記す。)」(2013)において物理的アクセシビリティの基準を定めており、同基準の適用を市町村の義務として周知・助言している。また、OPD は、大統領の指示により、全国及び各県に所在するすべての公的機関に対する監査・点検を実施し、不備がある場合には改善勧告を行っている。

これらの法制度に従い、政府報告(2019)では、公共空間においてスロープ、歩道、アクセシブルなトイレ、標識等の設置が進んだほか、障害者の物理的アクセシビリティを備えた新築または改修が進んだと報告されている。

障害者権利委員会の総括所見(2024)では、運輸交通、都市開発に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- アクセシビリティ基準「NTON 12 011-13」に関する十分な資源配分、監督、不遵守に対する制裁が欠如している。OPD との連携の下、物理的アクセシビリティに関する短期及び中期目標、予算、実施状況の監視メカニズム、不遵守に対する実効的な制裁を含む国内法を整備し、「NTON 12 011-13」の実効的な遵守を確保すること。
- 都市部及び農村部の双方において、交通における物理的アクセシビリティが限定的である。OPD との連携の下、交通のアクセシビリティを直ちに改善すること。
- 障害者の移動を改善するための措置の多くは身体障害者に焦点を当てているため、知的障害者・心理社会的障害者(personas con discapacidad intelectual y/o psicosocial)を含むすべての障害種に拡大すること。

⑦ 情報アクセシビリティ

法律第 763 号「障害者権利法」では公的機関及び民間機関は、公衆に提供される情報及びサービスを、すべての障害者にとってアクセシブルな形式で提示する義務を負うことが定められている。具体的には、公共または民間のテレビ局が情報番組に手話通訳者のワイプ画面または文字情報を付すこと、国家が手話や点字等の代替コミュニケーション及び情報通信技術へのアクセスを促進すること、公共図書館及び公共利用に供される民間図書館が、障害者の情報アクセシビリティに関する支援サービスを備えること等が義務付けられている。法律第 675 号「ニカラグア手話法」（2009）では、ニカラグア手話を聴覚障害者の言語として公式に認め、社会環境においてコミュニケーションを図る権利を保障している。

こうした法整備の下、政府は公共情報・メディア・インフラのアクセシビリティ向上の取組として、大統領からのメッセージ放送や国会専用テレビチャンネル（Asamblea TV）での手話通訳導入、公共スペースでの無料 Wi-Fi 設置、すべての政府機関における問い合わせ・情報提供システムの整備、省庁や自治機関の図書館における政府文書にアクセス可能なパソコン整備等を行っている。また、教育・職業訓練においても、視覚障害者向けの音声読み上げソフトを使用したパソコン教室や、点字、音声、浮き彫り形式の教育教材の提供、特別学校における学習支援用ハードウェア及びソフトウェアの配備等を進めている。

総括所見（2024）では、情報アクセシビリティに関して以下の指摘と勧告がなされた。

- アクセシビリティ基準「NTON 12 011-13」には情報・通信のアクセシビリティに関する措置が含まれていない。情報技術ツールの利用を含め、コミュニケーション及び情報へのアクセスに関する内容を追加すること。
- 都市部及び農村部の双方において、交通における情報アクセシビリティが限定的である。OPD との緊密な連携の下、交通のアクセシビリティを直ちに改善すること。
- 聴覚障害者が、情報アクセシビリティを十分に有していない。マルチメディア・コンテンツ、字幕、手話通訳等の整備を直ちに進めること。
- 障害者がテレビ番組やウェブサイト等の公共の情報通信メディアにアクセスする際の障壁がある。テレビ、ラジオ及びウェブサイトを含む公共の情報通信メディアにおける情報のアクセシビリティを保障すること。
- 点字、盲ろう者向け通訳、手話、分かりやすい版（formatos de lectura fácil）、平易な言葉、音声解説、ビデオ字幕、字幕付与、触覚的・代替的・拡大コミュニケーション手段等、アクセシブルなコミュニケーション形式の開発、促進及び利用に十分な資金を配分し、すべての公的情報について、異なる障害種の障害者に対するアクセシビリティを確保すること。
- 「ニカラグア手話法」は存在するものの、手話通訳者の登録制度が存在せず、手話通訳者の養成及び手話通訳サービスの提供が不十分である。手話通訳者登録制度を整備し、資格を有する手話通訳者の養成及び確保を保障すること。

⑧ 防災

ニカラグアは強い降雨の後河川の氾濫がみられるほか、地震、噴火、津波、ハリケーンといった自然災害のリスクがあり[17]、政府報告(2019)では、世界で最も自然災害のリスクが高い 15 国に含まれるとされる。法律第 337 号「災害予防・緩和・対応国家システムの創設に関する法律(Ley Creadora del Sistema Nacional para la Prevención, Mitigación y Atención de Desastres)」(2000[18])では、自然災害または人為的災害について、予防、緩和及び対応を通じてリスクを削減するための省庁横断的な国家システム(Sistema Nacional para la Prevención, Mitigación y Atención de Desastres。以下、「SINAPRED」という。)を設置することを定めている。また、法律第 763 号「障害者権利法」では、公的機関及び民間機関が公衆に提供する情報のうち、緊急事態に関する情報を優先して障害者へのアクセシビリティを確保するよう規定している。また、同法では、武力紛争、人道的緊急事態及び自然災害を含む危険な状況において、国が障害者の安全を保障することを定めている。

障害者の防災に関する取組として、SINAPRED は OPD 及び高齢者団体の協力を得て、「県・市・コミュニティの対応計画における障害者の参加に関するガイド(Guía de participación de las Personas con Discapacidad en los planes de respuestas departamental, municipal y comunitario)」及び「家族の緊急対応計画作成ガイド(インクルーシブアプローチ)(Guía para elaboración de planes familiares de respuesta ante situación de emergencias (con enfoque incluyente))」の 2 つの防災ガイドを作成した。これらのガイドでは、障害の種類に応じた障害者への対応及び支援に関する措置及び指針が示されている。

また、政府は毎年、全国規模の複合災害対応訓練を 4 回実施しており、その中で障害者の参加が指導されているほか、ニカラグアろう者協会(Asociación Nacional de Sordos de Nicaragua)との連携により、消防、白十字社[19]、警察、民間防衛、保健省、家族・青少年・児童省等の第一次対応機関を対象とした手話講座が実施されている。

総括所見(2024)では、防災に関して以下の指摘と勧告がなされた。

- 緊急時情報含むすべての公的情報が、アクセシブルな方法及び形式で利用可能となることを確保する措置が不足している。すべての障害者と家族がアクセシブルな形式や適切な機器を通じて必要な情報を受け取れるようにすること。
- 2 つの防災ガイドの見直しを行い、アクセシブルな情報、集合場所、緊急避難所、安全かつアクセシブルな避難ルート、並びにアクセシブルで訓練を受けた職員を備えた避難所に関する情報を含めること。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による障害者への影響や支援、2 つの防災ガイドの活用情報に関する情報が不足している。これらに関する研究や統計を作成すること。

[17] 外務省(2024)*世界の医療事情 ニカラグア*. https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/nicaragu.html(参照 2026-4-20)に基づく。
[18] 2000 年 3 月承認、同年 4 月に公布。その後の改正を含む統合版が 2019 年 11 月に承認された。
[19] https://nicaraguainvestiga.com/politica/121692-ley-creacion-cruz-blanca-bienes-curz-roja-nicaraguense/(参照 2026-8-20)

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[20]

ニカラグア政府は 2008 年に CRPD に署名し、2010 年に批准している。政府報告の提出期限は 2009 年 1 月 7 日であったが、2019 年 5 月 8 日に障害者権利委員会に提出し受理されている。障害者権利委員会からは 2022 年 4 月 1 日に質問事項が提示され、総括所見は 2024 年 3 月 22 日に提出された。質問事項に対する政府からの回答書及び市民団体からのパラレルレポートは提出されていない。

3－2. マラケシュ条約実施状況[21]

ニカラグアは 2020 年 1 月 16 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に加入（accession） し、同年 4 月 16 日に発効した。

2026 年 2 月のモニタリング報告書によれば、ニカラグアでは、図書についてもオーディオブックについても、図書館は補償金を支払うことなくマラケシュ条約上の権利を利用でき、また、市場で入手可能かどうかを確認する義務もないとされている。他方で、国境を越えた利用に関する明文規定はない。さらに、登録義務や追加的な記録保存義務の有無、ディスレクシアのある人に例外規定を適用できるかどうかについては、不明確とされている。加えて、視覚障害以外の障害者が明示的に対象に含まれているわけではない。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組[22]

SDGs 関連政策に関連して、ニカラグアの「第 1 回自発的国家レビュー（Voluntary National Review）2021」では、SDGs の個別目標に貢献する取組・成果として、以下が報告されている。

- ゴール 3（すべての人に健康と福祉を）:「Todos con Voz」プログラムを通じて、126,316 人の障害者が特定された。また、2020 年までに、高齢者と障害者に対して 358,370 件の包括的ケア（atenciones integrales）が提供された。
- ゴール 4（質の高い教育をみんなに）: 障害児に対する支援が強化され、学校、家庭、当事者等の関係者が参加する特別支援教育協議体（Gabinetes de Educación Especial）が組織された。また、児童・生徒の教育的ニーズを把握し、早期教育プログラムにつなげる体制が整備されたほか、特別学校における施設及び教材の整備も進められている。2020 年には、25 校の特別学校及び 51 の統合教室（Aulas Integradas）において 3,431 人の障害児が教育を受けており、在籍継続率は 91.5%であった。このほか、教育分野における法令の整備やマラケ

[20] United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (n.d.) *Treaty Body Database: Countries.* https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-3-23）に基づく。

[21] International Federation of Library Association and Institutions (2026) *Marrakesh Treaty Implementation February 2026 Update.*に基づく。

[22] Gobierno de Reconciliación y Unidad Nacional (2021) *Primer Informe Nacional Voluntario: Avances en el cumplimiento de los ODS, alineados con la Agenda 2030.*及び United Nations Statistics Division（n.d.）SDG Indicators Data Portal: Country Profiles. https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-4-3）に基づく。

シュ条約への加入についても、ゴール 4 に関する障害者の権利を促進した。

- ゴール 5(ジェンダー平等を実現しよう): 教育、保健医療、就労及び起業等の各分野において、障害者の社会生活への参加を促進する取組が推進された。障害女性に特化した取組としては、2,092 人の障害のある女性起業家に対し、イベント及び集会への参加を通じた製品販売の支援が行われた。

また、国連統計局 SDGs 指標データベースにおいて、ニカラグアの障害に関連する指標として以下のデータが公開されている。

- 重度障害者のうち障害年金を受けている人の割合: 18.3%(2021)(2019 年の 19.4%から微減)
- 障害のある児童・生徒に対応した施設と備品が整備された小学校の割合: 0.0% (2022)

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組[23]

ニカラグアの障害と開発分野に関連する国際条約の批准状況は以下のとおり。

- 1981 年 10 月: 女子差別撤廃条約(CEDAW)
- 1990 年 10 月: 子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。)

CEDAW の総括所見(2024)では、障害女性の人権保障に関して、以下の点が指摘・勧告されている。

- **精神障害者の保護**: 精神障害(discapacidad psicosocial)のある女性に対して、本人の事前の自由な同意なしに精神科施設への収容または医療的介入を行わないこと。精神障害のある女性に対する偏見や、法的能力の剥奪等について、懸念が示されている。
- **司法へのアクセス**: 障害のある女性及び女児の司法へのアクセスを改善するために、アクセシブルな物理的環境、情報及び手続を整備すること。
- **意思決定及び政策形成への参加**: 女性の地位向上を所管する国家機関が、障害女性を代表する組織と定期的に協議を行うこと。また、意思決定の場における平等な参画を確保するための暫定的特別措置(クオータ制等)を採用する際には、その対象に障害女性を含めること。
- **ジェンダーに基づく暴力及び人身取引からの保護**: ジェンダーに基づく暴力の被害者支援サービス(十分な資金を伴うシェルター、心理社会的カウンセリング、リハビリテーション等)を、障害のある女性及び女児も利用できるようにすること。障害のある女性及び女児は、物乞い、零細鉱山、麻薬の生産・輸送等における性的搾取または労働搾取を目的と

[23] Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2024) *Concluding observations on the combined seventh to tenth periodic reports of Nicaragua.* 及び Committee on the Rights of the Child (2010) *Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Nicaragua.*に基づく。

した人身取引のリスクが高いことが懸念されている。

- **保健医療へのアクセス**: 保健医療サービス及び医薬品の不足が、特に障害女性に深刻な影響を与えていることから、それらを手頃な価格で利用できるよう、国家予算の配分を拡充すること。
- **デジタル技術及び雇用へのアクセス**: 教育プログラムにおける農村部と都市部のデジタル・ギャップが、特に障害女性に悪影響を及ぼしていることから、農村部におけるデジタル技術へのアクセスを強化するプログラムに、障害のある女性及び女児を包摂すること。また、雇用促進のための支援策の対象に障害女性を含めること。

CRC の総括所見（2010）では、障害のある子どもの人権保障に関して、以下の点が指摘・勧告されている。

- **差別解消及び社会啓発:** 障害児、特に農村部や遠隔地に居住する子ども、先住民やアフリカ系等の交差的背景を有する子どもに対する事実上の差別や偏見が依然として継続していることから、メディアや教育を通じて差別を防止・根絶するための取組を公的アジェンダの最優先事項として強化すること。また、障害児が自らの権利を行使できるようにするため、家族及び地域社会に対する啓発活動を展開すること。
- **インクルーシブ教育の推進:** インクルーシブ教育の原則により障害児の就学率が倍増したことは評価される一方、すべての障害児が教育にアクセスできるよう、適切な財政的及び技術的資源を提供し、インクルーシブ教育政策をさらに推進するための体制を整えること。
- **障害の予防・早期介入及びリハビリテーションの改善:** 障害児の多くが公的な保健サービスにアクセスできておらず、早期介入及びリハビリテーションサービスが脆弱であることから、障害の予防、発見及び障害児への適切なケアを提供するため、保健機関及びソーシャルサービスの能力を構築・強化すること。
- **家族支援:** 障害児をケアする家族に対して、経済的及び社会的支援プログラムを提供すること。

なお、ニカラグア政府は国際労働機関（International Labour Organization: ILO）第 159 号条約（障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約）には批准していない。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[24]

【無償資金協力】

・ プエルト・カベサス市市街地歩道整備計画（草の根・人間の安全保障無償資金協力）

[24] 外務省ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html（参照 2026-4-22））及び JICA ニカラグア事務所からの聞き取り（2026 年 3 月 21 日）を基に記載。

（2024 年度）

【研修事業】

- 課題別研修「インクルーシブ教育実践強化」
- 課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加」
- 課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」
- 第三国研修「障害者のエンパワメントと自立生活への国家支援の改善」（実施国: コスタリカ）

【JICA 海外協力隊】

- 障害者支援分野の JICA 海外協力隊派遣（職種:障害児者支援、作業療法士）

【フォローアップ協力】

- 「中米・カリブ地域 障害者自立生活」フォローアップ協力（2024 年度）: 帰国研修員（FEMUCADI[25]代表）によるニカラグア全国での自立生活ワークショップ開催に対する支援
- 鍼灸マッサージシニアボランティアフォローアップ協力（2025-2026 年度）: 日本ニカラグア東洋医学大学（Universidad de Medicina Oriental Japón – Nicaragua: UMO-JN）に派遣されたシニア海外協力隊員（全盲、職種:鍼灸マッサージ）が開講に尽力した、視覚障害者対象の指圧マッサージ師育成プログラムの全国展開に対する支援

• 他ドナー

【国際機関】

国連児童基金（Fondos de las Naciones Unidas para la Infancia。以下、「UNICEF」という。）[26]

- 2016 年のジカ熱流行で急増した先天性ジカ症候群による障害児に対する自宅でのリハビリテーションケアを支援する「Community-Based Inclusive Development Programme」（2019）を実施した。
- 教育省のインクルーシブ教育制度強化を支援する「Proyecto para fomentar inclusión exitosa de niños y niñas con discapacidad」（UNICEF 及びインド政府が資金提供）（2021~2023）を実施した。

汎アメリカ保健機構（Organización Panamericana de la Salud: OPS）及び世界保健機関（Organización Mundial de la Salud: OMS）[27]

障害者に重点を置いた緊急事態及び災害時の病院の備えと対応を強化することを目的とした機材及び物資を寄贈した（2023）。

[25] ニカラグア障害女性連盟（Federación de Mujeres con Capacidades Diferentes。以下、「FEMUCADI」という。）

[26] UNICEF (2019) *Challenging disability with love and family and community solidarity*. https://www.unicef.org/nicaragua/historias/challenging-disability-love-and-family-and-community-solidarity 及び UNICEF (2021) *UNICEF y MINED presentan proyecto para fomentar inclusión exitosa de niños y niñas con discapacidad*. https://www.unicef.org/nicaragua/historias/unicef-y-mined-presentan-proyecto-para-fomentar-inclusi%C3%B3n-exitosa-de-ni%C3%B1os-y-ni%C3%B1as-con（参照 2026-5-7）

[27] Organización Panamericana de la Salud（2023）*Ministerio de Salud cuenta con unidades hospitalarias inclusivas y resilientes para una atención integral a las personas con discapacidad.* https://www.paho.org/es/noticias/5-12-2023-ministerio-salud-cuenta-con-unidades-hospitalarias-inclusivas-resilientes-para（参照 2026-5-7）

【二国間援助機関】[28]

キューバ政府

キューバ人医師をニカラグアに派遣し、「Todos con Voz」プログラムの立ち上げを支援した。

スイス開発機構（Agencia Suiza para el Desarrollo y la Cooperación）

中米における「災害リスク管理への障害者のインクルージョン」プロジェクトに資金を提供した。

【国際 NGO】[29]

CBM Internacional

・ニカラグアで 30 年以上の活動実績があり、OPD 等とともに、早期介入、遊びのセラピー、若者向けの職業教育等を支援した。
・OPD への資金援助を行った。

ラテンアメリカ視覚障害者連帯 ONCE 財団（Fundación ONCE para la Solidaridad con Personas Ciegas de América Latina: FOAL）

・国立技術機構、家族・コミュニティ・協同組合省及び OPD とともに視覚障害者の労働包摂やマイクロビジネスの起業を支援する「Ágora」プログラムを実施した。
・OPD への資金援助を行った。

ドイツ労働者サマリテー連盟（Confederación de Obreros y Samaritanos: ASB）及び AWO International

・市民団体（Los Pipitos）とともに「災害リスク管理における障害者の包括に向けた啓発・研修ガイド（Guía para Concientizar y Capacitar comunidades en la Inclusión de las Personas con Discapacidad en la Gestión Integral del Riesgo de Desastres）」を作成した。
・OPD への資金援助を行った。

Metanoia Missions International 及び Free Wheelchair Mission

毎年およそ 10 コンテナ（車いす約 5,000 台分、約 69 万 5,000USD 相当）を寄贈し、身体・運動障害者への配布と使用訓練を行っている。

このほか、World Vision International、American Nicaraguan Foundation、MoveAbility、Mayflower Medical Outreach 等の団体が、「Todos con Voz」プログラムと連携して支援機器の寄付や研修等の支援を行っている。また、スウェーデン盲ろう者協会（Asociación Sueca de Personas con Sordoceguera）、リリアン財団（Lilian Fonds）、RIADIS、Save the Children、Hábitat for Humanity 等の団体が、OPD への資金援助を行った。

[28] 政府報告及び RIADIS & CBM (2022)に基づく。
[29] 同上

4. 障害関連団体の活動概況[30]

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
ニカラグア障害者協会連盟（Federación Nicaragüense de Asociaciones de Personas con Discapacidad。以下、「FECONORI」という。） https://feconori.org/	1994 年に設立されたニカラグアの障害者団体連盟であり、非政府・非営利・無党派・無宗派の組織として、加盟団体の連携強化と障害者の人権擁護を推進している。ニカラグア全国に 12 の支部があり、23 団体が加盟している。
ニカラグア障害女性連盟（FEMUCADI） https://femucadinicaragua.wixsite.com/index	1997 年に「全国障害女性評議会（Consejo Nacional de Mujeres Discapacitadas）」として発足し、2002 年に FEMUCADI へ改称された。障害女性の権利促進に取り組む団体であり、18 団体及び障害女性による 1 グループが加盟している。
ニカラグア盲人協会マリセラ・トレド（Organización de Ciegos de Nicaragua Maricela Toledo。以下、「OCNMT」という。） https://ocnmt.org/	1981 年設立。ニカラグア国内 13 県に拠点があり、約 1,500 名の会員を擁する視覚障害者団体。視覚障害者の権利推進や社会参加、生計活動への参加、生活環境の向上を使命としている。世界盲人協会（World Blind Union）の加盟団体である。
ニカラグアろう者協会（Asociación Nacional de Sordos de Nicaragua: ANSNIC） https://www.facebook.com/ansnic260486/	約 40 年の歴史をもつ聴覚障害者団体。すべての聴覚障害者に対するコミュニケーション、教育、保健及び労働に関する権利が尊重され、より良い生活条件を享受できるようにすることを目指している。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ニカラグア障害者親の会（Los Pipitos） https://lospipitos.org/	1987 年に設立された、障害者の親や家族による支援団体。障害者が包摂的な地域社会の中でより良い生活の質を実現できるよう、社会的働きかけに向けて家族をエンパワーすることを使命としている。国内全県に活動拠点を有し、2017 年には、各県に設置された 38 か所の「生活のための学習センター（Centros de Aprendizaje para la Vida）」を通じて、1 万 2,000 以上の家族を支援した。

[30] 各団体のウェブサイト（表内に記載）に基づく。（参照 2026-4-29）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

各分野において障害者が直面する障壁とニーズについて、合計 21 の OPD、265 名の障害当事者、272 名の家族及び支援者が参加した調査（RIADIS & CBM, 2022）及び、本調査においてOPD を対象に実施したオンラインインタビューに基づき記載する。オンラインインタビューは、2026 年 5 月 6 日に FECONORI 会長兼 OCNMT 会長である David Bismarck López Ordoñez 氏に対して実施した。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

RIADIS & CBM (2022)では、障害者が保健医療サービスを利用する際に直面する主な障壁として、以下を指摘している。

- **医療従事者の否定的な態度・偏見**：多くの障害者は公的医療、特に保健省のサービスを利用しているが、保健医療従事者の間では、なお社会モデル・人権モデルではなく、医療・リハビリ中心の見方が残っている。また、障害女性、とりわけ妊娠や家族形成を望む女性に対して、医療従事者から否定的な態度や偏見が示される事例がある。
- **婦人科サービスの不整備**: 障害女性を含む包括的な性と生殖に関する保健医療対応が不足している。農村部では婦人科サービスそのものが乏しい、または障害者やその家族が利用につながっていない状況もみられる。
- **情報・コミュニケーション面の障壁**：障害者が医療機関において利用可能かつアクセシブルな情報、資料及びコミュニケーション手段が不足している。手話法の施行後、聴覚障害者の医療機関におけるコミュニケーション環境は一部改善したものの、専門的なニカラグア手話通訳者が全県に配置されているわけではなく、特に地方では必要な支援を受けにくい。その結果、障害当事者ではなく家族、友人、OPD が通訳や説明役を担うことが多く、自立的な受診が難しくなっている。なお、保健機関でアクセシブルな情報・教材が「ある程度または十分にある」と答えた人は 16%にとどまっている。
- **医療機関内外の物理的アクセシビリティの障壁**：医療機関の内外の設備については、都市部の公的医療では以前より物理的アクセシビリティが改善したとの証言もある一方、調査回答者の約半数は「ほとんど整っていない、またはまったく整っていない」と回答した。公的医療機関では、障害女性の婦人科診療に対応した診察台が不足しており、定期検査のために介助者を 1～2 人伴うよう求められることもある。また、視覚障害者や聴覚障害者にとっては、点字表示、誘導ブロック、白杖を導く導線などが不十分であり、院内移動や方向把握が難しい。

OPD へのインタビューによると、保健医療従事者の養成の拡充、養成された専門職の定着率の改善、遠隔地における専門的ケアの提供拡大、障害者が日常的に使用する支援機器の迅速な供給・拡充、保健センターや病院の物理的アクセシビリティ及び保健医療施設への交通手段の改善等のニーズが確認された。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

RIADIS & CBM (2022)では、障害者が教育を受ける際に直面する主な障壁として、以下を指摘している。

- **入学・継続就学への排除**：都市部では障害者の就学機会が一定程度広がってきた一方で、知的障害、重複障害、盲ろうのある人については、学校側から「対応できる教員がいない」として入学を拒まれる事例もみられた。農村部や自治地域では、宗教的・文化的な偏見や家族の消極的な認識が就学継続を妨げる要因ともなっている。
- **教員や同級生からの偏見**：教育現場には障害者の能力に対する偏見や低い期待が残っている。視覚障害、身体障害、聴覚障害のある人々が、同級生からのいじめや、教員から高等教育や専門職に進むことを疑問視される経験をしたことが報告されている。
- **情報・コミュニケーション面の障壁**：近年、大学を中心に一定の改善がみられるものの、なお視覚障害、知的障害、盲ろうのある人が学習するために必要なアクセシブルな情報、教材、コミュニケーション手段が不足しており、多くの障害者は家族や知人の支援を受けながら学習を継続している。聴覚障害者については、大学でニカラグア手話通訳が付く例もあり前進がみられる一方、通訳の確保や処遇はなお不十分である。実際に、教育機関において教材が「ある程度または十分にアクセシブルである」と答えた人は 22%にとどまった。
- **合理的配慮の不足**：学校で何らかの合理的配慮を必要とした人のうち、実際にそれを受けられた人は 29%であった。
- **教育機関内外の物理的アクセシビリティの障壁**：教育機関の外部・内部の物理的配慮について「ほとんどない、またはまったくない」と考える人が 5～6 割に上っている。特に、階段、2 階以上の教室配置、バリアフリーでない通路やトイレ、案内表示の不足等が、身体障害者の通学を困難にしている。こうした課題は、通常学校だけでなく特別学校にもみられ、農村部や自治地域ではさらに深刻である。

OPD へのインタビューにおいても、学校の物理的アクセシビリティの改善、通常学校の教員に対するインクルーシブ教育研修の提供、学校におけるニカラグア手話通訳者の増員、適切な予算措置を通じた教材、教育資源、支援機器、合理的配慮の提供等のニーズが確認された。また、障害児の教育を阻む要因として、社会的スティグマにより家庭が就学を優先しない状況があることから、継続的な啓発活動の必要性も強調された。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

RIADIS & CBM (2022)では、障害者が就労する際に直面する主な障壁として、以下を指摘している。

- **採用段階における差別と偏見**：雇用主やその同僚には、障害者の生産性や職務遂行能力に対する否定的な先入観があり、必要な知識や経験を有していても、障害を理由に採用を見送られる事例が報告されている。調査では、過去 12 か月に求職した障害者のうち 23%が就職を断られており、その理由としては、障害そのものが 35%、経験または準備不足が 35%、年齢が 15%、その他が 15%とされている。

- **障害種別による就労機会の偏り**：障害種別によって就労機会に差があり、とりわけ重複障害、知的障害、盲ろうのある人は、就労の選択肢が最も限られている。他方、視覚障害、肢体障害、聴覚障害のある人の就労も容易ではないが、一定程度、賃金を伴う仕事に就いている例がみられる。また、企業側は、視覚障害やろう者よりも、弱視や軽度難聴などの障害者を優先して採用する傾向がある。
- **職場における合理的配慮及びアクセシビリティの不足**：職場で合理的配慮を必要とした 113 人のうち、実際に配慮を受けられたのは 9%にとどまっており、合理的配慮が著しく不足している。具体的には、資料や情報のアクセシビリティ、物理的環境の整備、勤務時間の調整、移動支援などが不十分である。公共交通が利用しにくい状況にあることから、通勤のための適応的な移動支援は考慮される必要がある。
- **正規雇用機会の不足と自営業・非公式就労への偏り**：公的部門・民間部門ともに、障害者の正規雇用の機会は限られており、その結果、多くの障害者がインフォーマル就労、自営業、マイクロビジネスに就かざるを得ない状況にある。
- **所得保障の弱さと経済的自立の困難**：就労の困難は所得の確保や経済的自立そのものを妨げている。調査では 233 人のうち 42%が無収入であった。また、収入のある 134 人のうち 24%は、その収入を自由に使えず、使用にあたって他者の許可を得る必要があると答えている。
- **法制度の履行不足**：一定規模以上の公的機関及び民間企業に対して障害者の法定雇用率が設定されているものの、多くの団体がこれを守っていない。制度の実効性が弱く、法の履行確保が課題となっている。

OPD へのインタビューにおいても、法律で定められた雇用義務及び平等な労働条件が遵守されるよう厳格なモニタリングを行うこと、労働市場のニーズに合致した技術・職業訓練を提供すること、職場における障害者への偏見をなくすための啓発活動や合理的配慮の提供を促進すること等のニーズが確認された。特に地方では障害者雇用が十分に促進されておらず、地方に住む障害者が就労のために都市部へ移住せざるを得ない状況にあるため、就労支援サービスを地方にも拡大するための措置が必要である。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

RIADIS & CBM (2022)では、障害者の移動に関する主な障壁として、以下を指摘している。

- **公共交通機関の物理的アクセシビリティの不足**：調査に回答した障害者の 70%が公共交通は十分でないと考えており、86%が公共交通には障害者に必要な調整（スロープ、十分な空間、表示、優先席等）がないと回答している。インタビューでも、全国的に公共交通は物理的に利用しにくく、車いす使用者が車内に入れないことが多いとされる。その結果、私的交通手段を持たない場合や付き添いがいない場合には、外出自体を断念せざるを得ない状況がみられる。
- **交通従事者の対応不足**：調査に回答した障害者の 92%が、公共交通の職員は障害者対応の訓練を受けていないと感じている。インタビューでは、運転手が障害者の乗車を拒否す

ることや、乗降スロープ付き車両において、スロープが障害者の乗降ではなく荷物の積み込みに使用されていることなどが指摘されている。

- **自治地域・農村部における地域格差**：自治地域では公共交通手段であっても、費用、車内空間、乗降介助等の面でアクセシブルではない。農村部では、道路や通路の未整備により、公共交通機関が居住地の近くまで運行できず、障害者が乗車地点まで移動すること自体が困難となっている。
- **災害時の移動・避難支援の不足:** 緊急時に障害者を安全に移動・搬送するための支援者の訓練が不足しており、不適切な介助が負傷や障害の悪化につながるおそれがある。
- **法令・基準の履行不足**：アクセシビリティの指針であるニカラグア技術基準「物理的環境へのアクセシビリティ 12 006-04」（Norma Técnica Obligatoria Nicaragüense "Accesibilidad al Medio Físico" 12 006-04： NTON 12 006-04[31]）の履行が限定的であり、交通分野の法制度上の保障と実際の運用との間に大きな隔たりがある。

OPD へのインタビューでは、都市環境、歩道、道路、公共交通、公共・民間建築物等における障害物を撤去し、スロープ、幅広く平坦な通路、適切な標識、エレベーター、広い出入口、アクセシブルなトイレ等を整備すること、公共交通機関の乗降スペースのアクセシビリティを改善すること等のニーズが確認された。特に農村部や都市部から離れた地域では、物理的アクセシビリティの課題がより深刻であるため、現行のアクセシビリティ関連法令の実施を促進するための機関間・分野間の連携や、継続的な研修・啓発活動が必要である。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

RIADIS & CBM (2022)では、障害者への情報提供に関する主な障壁として、以下を指摘している。

- **アクセシブルな情報・コミュニケーション手段の不足**：教育、保健、就労、交通、通信等の各分野において、障害者に対するアクセシブルな情報・コミュニケーション手段が十分に提供されていない。調査回答者の 45%が、政府の公式な情報発信や行事において手話通訳が「ほとんどない、またはまったくない」と答え、52%が字幕についても「ほとんどない、またはまったくない」と答えている。こうした情報保障の不足は、首都では一定の改善がみられる一方、農村部や自治地域においてより深刻である。
- **職員の知識・研修不足**：教育・保健分野の機関では、障害者対応の訓練を受けた職員が十分に配置されていない。現状では、障害者に対する適切な情報保障が確保されていない場合、家族、友人、OPD、国際機関スタッフが実質的な支援役を担っており、公的サービス自体が情報保障を十分に果たせていない。

OPD へのインタビューによると、情報アクセシビリティを保障する法制度は整備されつつあるものの、医薬品や日常生活に必要な製品に点字表示がないこと、大統領府が主催するイベントや議会チャンネルのニュース番組等を除き、ニカラグア手話通訳が不足していること、公的・民

[31] NTON 12 011-13（2013）の前身となるアクセシビリティ基準であり、2004 年に策定された。

間機関の情報プラットフォームにおいて、障害のある利用者が自立して情報にアクセスするための機能やアプリケーションが十分に整備されていないこと等の課題が確認された。そのため、公的機関・民間機関及び技術・情報サービス提供者が、障害種別に応じた情報アクセシビリティの要件を十分に理解し、障害当事者との連携の下で、情報へのアクセス改善を進める必要がある。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

RIADIS & CBM (2022)では、障害とジェンダーに関する主な障壁として、以下を指摘している。

- **障害女性に対する差別と偏見**：障害女性は、障害に加えてジェンダーに基づく差別に直面している。「障害のある女性にパートナーを持つ権利はない」と家族に言われた事例も紹介されており、家族、地域及び社会における規範や偏見によって、教育、結婚、人生設計等に関する選択が制限され得る。就労に際しては、採用段階における差別に加え、職場でのセクシュアルハラスメントも報告されている。なお、過去 5 年間に障害を理由に差別を受けたと回答した障害者の割合は、男性 34%、女性 22%であり、女性の回答割合の方が低い。背景として、特に女性において人権や差別に関する知識が不足していることや、差別が常態化していることにより、差別的経験を差別として認識しにくい状況がある可能性が示唆される。
- **政策・制度におけるジェンダーの主流化不足**：政府はジェンダー平等や、障害のある女性及び女児のエンパワメントの取組を国際報告で言及しているものの、障害とジェンダーを横断する政策は障害当事者や関係者の多くに十分には認識されていない。

OPD へのインタビューによると、ジェンダー課題に取り組む関係機関の連携の下、障害女性に対する差別的態度や男性優位主義（マチスモ）の解消に向けた取組を進めること、家庭内に残る固定的な性別役割や偏見をなくすための啓発活動を継続すること等のニーズが確認された。また、障害女性は、教育や雇用へのアクセスが限られることで経済的自立が制約されるほか、性と生殖に関する権利が十分に認識されず、自律性が制限される場合がある。そのため、障害女性自身が権利や暴力を受けた際の法的手続きについて理解し、自己肯定感を高められるよう、継続的なエンパワメント支援が必要である。

6. 参考資料

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2024) Concluding observations on the combined seventh to tenth periodic reports of Nicaragua.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2020-a) *Initial report submitted by Nicaragua under article 35 of the Convention, due in 2009*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2020-b) *Second periodic report submitted by Nicaragua under article 35 of the Convention, due in 2013*.

Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2020-c) *Third periodic report submitted by Nicaragua under article 35 of the Convention, due in 2017*.

Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2024) *Observaciones finales sobre los informes periódicos inicial a tercero combinados de Nicaragua*.

Committee on the Rights of the Child (2010) Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Nicaragua.

Gobierno de Reconciliación y Unidad Nacional (2021) *Primer Informe Nacional Voluntario: Avances en el cumplimiento de los ODS, alineados con la Agenda 2030*.

International Federation of Library Association and Institutions (IFLA) (2026) *Marrakesh Treaty Implementation February 2026 Update*.

Ministerio del Trabajo, Gabinete del Poder Ciudadano de las Personas con Discapacidad, Procuraduría para la Defensa de los Derechos Humanos (PDDH), Universidad Nacional Autónoma de Nicaragua (UNAN)–Managua, & Federación Nicaragüense de Asociaciones de Personas con Discapacidad (FECONORI) (2020) *Guía para la inclusión laboral de personas con discapacidad*.

Red Latinoamericana de Organizaciones de Personas con Discapacidad y sus Familias (RIADIS) & Christian Blind Mission (CBM) (2022) *Informe Nicaragua*.

＜ウェブ情報＞

Asamblea Nacional de la República de Nicaragua (n.d.) *Ley N°. 763, Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad*.
http://legislacion.asamblea.gob.ni/Normaweb.nsf/b92aaea87dac762406257265005d21f7/c9379d54ccde27400625791200572c84

Asamblea Nacional de la República de Nicaragua (n.d.) *Reglamento a la Ley de los Derechos de las Personas con Discapacidad*.
http://legislacion.asamblea.gob.ni/normaweb.nsf/9e314815a08d4a6206257265005d21f9/01e03ddd8eab551f06257c9e007899f3#:~:text=El%20presente%20Reglamento%20tiene%20por%20objeto%20establecer%20los,del%2001%20y%2002%20de%20Agosto%20del%202011.

Fondos de las Naciones Unidas para la Infancia (UNICEF) (2019) *Challenging disability with love and family and community solidarity*.
https://www.unicef.org/nicaragua/historias/challenging-disability-love-and-family-and-community-solidarity

Fondos de las Naciones Unidas para la Infancia (UNICEF) (2021) *UNICEF y MINED presentan proyecto para fomentar inclusión exitosa de niños y niñas con discapacidad*.
https://www.unicef.org/nicaragua/historias/unicef-y-mined-presentan-proyecto-para-fomentar-inclusi%C3%B3n-exitosa-de-ni%C3%B1os-y-ni%C3%B1as-con

Ministerio de Educación (2026) https://www.mined.gob.ni/

Organización Panamericana de la Salud（2023）*Ministerio de Salud cuenta con unidades hospitalarias inclusivas y resilientes para una atención integral a las personas con discapacidad*. https://www.paho.org/es/noticias/5-12-2023-ministerio-salud-cuenta-con-unidades-hospitalarias-inclusivas-resilientes-para

United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR) (n.d.) *Treaty Body Database: Countries*.
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx

United Nations Statistics Division（n.d.） *SDG Indicators Data Portal: Country Profiles*.
https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/

World Bank (n.d.) *World Development Indicators*.
https://data.worldbank.org/indicator

外務省 (2026) *国別約束情報(年度別交換公文(E/N)データ)*.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html

外務省(2024) *世界の医療事情 ニカラグア*.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/nicaragu.html